

網走地区消防組合監査委員告示第 1 号

平成 21 年度定期監査結果に対する措置について、網走地区消防組合管理者より措置状況の通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 2 項の規定に基づきその通知に係る事項を公表する。

なお、通知に係る事項の内容は網走地区消防組合本部総務課に備えて縦覧に供する。

平成 22 年 2 月 24 日

網走地区消防組合

監査委員 佐藤 正信

監査委員 松岡 克美



平成 22 年 2 月 24 日

## 平成 21 年度定期監査結果に係る是正等の措置状況について(公表)

網走地区消防組合監査委員

平成 21 年度定期監査に結果に基づき措置について、網走地区消防組合管理者より措置状況について次のとおり通知があったので、公表します。

### 記

#### 1. 消防団員報酬支払の事務処理について

指摘内容	労働基準法第 24 条において、「賃金は直接労働者に支払われなければならない」と規定されており、代理者への受領委任は認められないものとなっている。消防団員への年額報酬支給も賃金支払いに相当する性質を持っており過去の判例もあることから、これまでの代理受領方式を改め、個々の債権者へ直接支給するよう改善を求める。
改善措置	団員年報酬の支給期は規則により 3 月となっているため、本年度の支給分(H22.3 支給) から個々の債権者へ直接支給することで事務を取り進める。

#### 2. 施設の維持管理状況について

指摘内容	施設については、一部庁舎と棟続きとなっているが、職員の仮眠室が狭隘の感がある。限られた職員数での変則勤務であることから、職員の健康管理に十分な配慮をされるよう望む。
改善措置	既存の仮眠室は、組合再編前(分署時代)のまま運用してきており、現行の当直人数に比して十分な広さが確保できていないため、一部施設の改修を行うことにより職員の勤務環境の改善に早期に取り組む。 設計に当たっては、職員からの要望も取り入れ、健康面に配慮した環境となるよう計画を進める。

#### 3. 業務記録・整理の状況について

指摘内容	業務記録・整理の状況について、一部の公文書の編纂保存において、適正に管理されていない事例がある。規程に基づき整理すべきである。
改善措置	消防活動等の安全管理については、関係規程等により実施要領及び実施状況に係る文書記録・保管等について規定されているところであるが、近年において事務処理の面が煩雑となっていたため、関係規程の改正整備を行うとともに、併せて各種記録簿等への記録整理について徹底するよう改めて職員周知に努める。

### 3. 被服等貸与台帳の整理について

指摘内容	被服等の貸与について、使用中、廃棄等の整理が不明瞭、また、貸与・廃棄等の確認行為がなされていない等の事例が目立つ。適正に記録、確認できるよう改善すべき。
改善措置	貸与品台帳については、現在、電子データにより管理しておりますが、貸与品の現状（使用中又は廃棄）を明確に把握し、出納管理が可能なデータ様式に変更し、適切な管理に努める。